

平成22年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成22年6月23日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人	議会書記	吉村太志

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

14番 後藤壽太郎君の発言を許します。

14番（後藤壽太郎君）

おはようございます。

通告に従いまして、本日は2点質問をさせていただきます。

きょうは、幸いかあいにくかわかりませんが雨が降りまして、ここの皆さん方がたくさん傍聴に来ていただきまして、こういうときに猿が来るんじゃないかなということを思いますが、きょうはそういうことで、第1問目、農作物の鳥獣被害についてということで質問をさせていただきます。

本巢市におきまして、鳥獣被害は毎年拡大しておるようであります。先日も、トンネルから以北だけではなく南の方にもシカが出て、カキの木の新しい新芽を食べられたというふうなことも聞いております。そのように毎年被害が増大している中、先日、私の家もジャガイモが猿に食べられて大変な被害を受けました。前から団地化ということでお米に対するさく等はでき、そしてそれが3分の1の補助をいただけるということで、ずうっとほとんど終わっておりますが、家庭菜園においては団地ができないということで、それぞれの家で、今、苦慮しながら夏野菜、また先ほど申しましたジャガイモ等々をとられないような方策をとっているわけですが、本当に私の家だけではなく、二、三軒の家でも花が咲いたジャガイモに猿がつきまして、そして抜いていくというふうなことで、大変お年寄り等々が自分の食べる安心、安全な食物を一生懸命植えたにもかかわらず猿に

持っていかれる、またイノシシが掘ってしまうというふうな事例がございます。

それで、きょう2点質問なんですが、現在の市の政策と実績状況はということと、それから、今後の農家に対する対応策はということで、この2点関連がございますので、続けて答弁を願います。お願いします。

○議長（遠山利美君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田英昭君。

産業建設部長（山田英昭君）

それでは、農作物の鳥獣被害についての御質問の1点目、現在の市の政策と実績状況についてお答えさせていただきます。

現在、市の被害対策としましては、有害鳥獣捕獲とモンキードッグ4頭による追い払いを行っており、獣害防止柵の助成につきましては、一団をなす農地等の外周に設置することを要件としておりますが、家庭菜園のような小さな面積でありましても独立した農地、また他と連携を図ることができない農地であれば一団とみなし対象としているところでございます。

獣害防止柵の補助金につきましては、防止柵材料費の3分の1となっております。根尾地域は購入資材の2分の1、上限5万円ですが、それと防止柵設置費助成、メートル当たり100円となっております。

獣害防止柵の実績につきましては、平成20年度が181件、24,326メートル、平成21年度は178件、25,578メートルでありまして、有害鳥獣捕獲のイノシシ・シカ・猿の実績につきましては、平成20年度がイノシシ12頭、シカ14頭、猿9頭、平成21年度につきましては、イノシシが36頭、シカ18頭、猿10頭となっております。

次に、今後の農家に対する対応はということの2点目の御質問でございますけれども、猿の被害につきましては、御質問にありましたように、年々ひどくなってきておりまして、去年被害のなかった畑が今年は被害があったなどといった情報もお聞きしております。

今後、農家に対しましての対応につきましては、家庭菜園のような小さな一画でも一団として設置する場合は現行の制度により補助ができますので、対象農家にも周知をしていきたいというふうに考えております。

その他、中山間地域としまして、不利な条件を補正する中山間地域等直接支払制度もありまして、外山地域の方には多くの取り組みをしていただいております。こういった制度も集落の協定の中で活用していただくことをお願いし、また、猟友会に委託しております有害鳥獣捕獲による猿対策の強化につきましても、事業の調整を図りながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは、ちょっと再質問をさせていただきますが、今、答弁にありました本巢地域においては防止柵の材料費3分の1、これは従来からそのように決まっておりますので、これはありがたいことだなということを思っております。また、根尾地域においては購入資材の2分の1というふうなことを言われましたが、その差というのは、これ何か違いがあるのかどうかを確認をいたします。

それから、いろいろ年間においてイノシシ、猿、そしてシカ等々、とっていただいておりますというふうなことなんですが、猿等は多分おりでやってみえると思いますが、おりは、これ猿に関しましては年間3回とってもいいようなことで、去年は、1回目が10頭、それから2回目が20頭、それから3回目も10頭ということで40頭はとっていいよというふうなことであります。それが10頭だというふうなことなんですが、そのおりなんですけど、本巢地域にもおりは設置してあるかどうか、そこら辺をお聞きいたします。2点お願いします。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田英昭君。

○産業建設部長（山田英昭君）

今の災害防止柵の助成制度のさく材料費の根尾地域と根尾以外の地域とにつきましては、先ほどお答えしましたように差がございます。その差の一番もとのお話は、根尾につきましては税の特例によります制度ということで、根尾につきましては先ほど申しましたように2分の1で上限が5万円ということでございまして、根尾の制度につきましては設置の場所とか、そういった制限はございません。それから、南部地域のこの材料費につきましては先ほどお答えしましたように、1団をなす外周ということになっておりまして、その補助率の3分の1ということで、差というのが確かにある状況でございます。

それから、その猿のオりの件ですが、今のところ猿対策の有害捕獲と申しますと、根尾地域でしかやっておりません。それと、猿の許可頭数は30頭でも実績は10頭ということで、許可と実績の数に隔たりがあるということですが、やはり猿は知能が高く、なかなか捕獲が難しいということで許可については、とれた場合ということ想定しまして10頭ずつを設定しておりますが、なかなか実績については思うようにはかからないと、こういった状況でございます。先ほど、有害捕獲につきましては、猿について強化の方を調整していきたいというふうにお答えしたわけでございますけれども、これにつきましては、猿の有害捕獲をする場所も含めまして、根尾以外の南の方も、そういった対応が必要であれば、今後、猟友会とも体制を相談しながら、そういった方向を調整させていただくというふうで考えております。そういうふうで、おりの設置につきましても、従前よりも幅広く考えていきたいというふうで考えておりますので、よろしく申し上げます。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

ありがとうございます。今回、集団ではなくても、家庭菜園においては、それぞれ当然、それぞれの角のようなどころでつくっておりますので、そういうものに関してはオーケーだというふうな、これは認識を新たにしたということで多分いいと思うんですが、また、そういうときは申請をやっぱり皆さんしますので、よろしく対応のほどをお願いしたいなということを思っております。

それから、北部の方だけじゃなくて、今、ヌートリア等々も本当に瑞穂の方にもたくさん出ておるとか、いろいろ聞いておりますし、また、先日は大きなタニシですか、その発生もというふうなことを聞いております。本当に今、農家は大変厳しい折、またそういうものの被害に遭ったら、これ何をやっているかわからないという状態であります。また、北部の方においては、本当に限界集落ということで進む中、やはり自分たちの土地は自分たちで守るという使命感もありますし、そして今、私の家のすぐ近くもお年寄りが2人亡くなられて、去年の暮れから家が空き家同然になっております。そういうところの畑、そして田んぼ、田んぼ等はそれぞれの地域の人が自分のところで作るわというふうなことで守ってはおりますが、畑においてはなかなかこれ難しく、地域でその地域をやはり支えてつくっていかないと、これなかなか維持できないなというふうな状態でありますので、できるだけ農家のお年寄りの皆さんの生きがいと、そして健康のために、よろしく願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは1点目終わりました、2点目に入ります。

市の学校図書館と市民図書館の対応についてということで質問をさせていただきます。

市民図書館、また図書室においては、きのう臼井議員が質問をされました。そんな中で、私は私なりに聞いておりますし、そして図書館のある意義ということは、本当に大切なものだということもいろいろ聞いてきました。そんな中で質問をさせていただくわけですが、今年度予算において、行政改革、また経常経費の削減等々の名目におきまして、学校においては図書司書の8月夏休み分の報酬カット、それから糸貫と本巢の公民館にありました図書室、これは図書司書をことし4月からなくしたということであります。そんな中で、これ市民や青少年のためにつくられたこの図書館が、そのような対応で本当にいいのかなということを思っております。きのう、臼井議員も言われましたように、憲章の方で「すすんで学び、教養を高め、文化の香るまちをつくりましょう」とか、また市長におかれましても、今年度の所信表明で、学習意欲や興味に応じて市民が積極的に学び、手軽にスポーツや文化を楽しめる環境づくりを進めてまいりますということが書いてありました。また、それを一生懸命進められているということは、私もわかっておりますが、このこういう小さなことで削ることが、これが本当に費用対効果で、この図書館というものはあらかずべきではないと、私は考えておりますし、そしてそれによって、効果はどうかなということを思います。それで、まず市民図書館及び図書室のことを聞こうと思ったんですが、まず最初に、学校図書館ということが書いてありますので、学校図書館から行きます。

学校図書館の夏休み期間中の図書室開放日に対応すること、そして親子読書会の指導、そして新刊本の整理、ファイル等の対応はというこの1点と、それから図書司書は、各それぞれの旧町村の雇用体制がそのようにまだ受け継がれているような感じをしております。それで、これは今後どの

ように市として対応していかれるのか、また図書司書のあり方として何がよいと思ってみえるのか、その点2点を共通しておりますので、教育長さんと局長さんにお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま御質問のございました学校図書館についてということで、お答えをさせていただこうと思います。

今、内容的に学校図書館の夏休み中の対応について、それからもうあと一つは、図書司書の雇用形態について、二つの内容が含まれておりますので、司書の雇用形態につきましては、後ほど事務局長の方から答えさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、学校図書館の夏休み中の対応でございますけれども、夏休み中のこの学校図書館、これにつきましては、現在、子供たちの調べ学習、それから読書活動の場として、それぞれの小・中学校におきまして、一、二週間程度開館しているところです。学校によりましては地域開放ということで、一つの学校でございますけれども、30日ほどという開放も行っておりますが、多くの学校では、一、二週間程度、調べ学習、さらには現在学力のこともございまして、補充学習等も行ってまいりますので、そんな開放ということで対応しているところでございます。

それから、これの目的でございますけれども、図書館教育の一環としてあけておるわけございまして、この対応につきましては、図書司書ということもございまして、メインといたしまして学校の教諭が当たることとしております。現在のところ図書館の運営に当たりましては、学校におきましては、これ図書館教育法というものがございまして、司書教諭、ここがメインになって先ほど申し上げました図書教育、これに当たるということになってございます。ただ、これにつきましては学級の制限がございまして、12学級以上の学校にしか置くことができません。ということになりますと、本巢市の場合は小規模の学校も結構ございますので、そういうところでは置くことができませんので、補助業務、これを行っていただくために図書司書の方にお勤めをいただいているというところでございます。中身といたしましては、先生御心配していただいておりますのは、新刊図書の整理等ということについてだというふうに理解しているわけでございますが、これらの新刊図書の整理等につきましては、夏休みに子供たちに本に触れさせる、これが一番の命題でございますので、夏休みが始まる前までに新刊図書はできるだけ年間の計画数のほとんどを購入させていただきまして、その図書が利用できるように整理をしていただく、こういうことに当たっておっていただきまして、長期的な休暇でございますが、夏休み、それから冬休み、春休み、こういうところをできるだけ避けて、通常の授業日の中で計画的に業務に当たっていただくと、こういうことをお願いしているところでございます。

もうあと1点、読書活動への対応というお話もございました。これにつきましても、当然のことでございますが、指導にかかる時間というのがございます。ただ、最初に申し上げましたように司

書教諭、そして図書教育の一環といたしまして教諭の方から、学校職員の方から当たるといふことで行っておりますので、また、それから家庭で読書指導というのは、親さんと一緒に本を読んでいただくということになりますので、特に夏休み中といふことで影響が出てくるといふことは今のところ聞いているところではございません。

最後に、ちなみにといふことで近隣の岐阜市、それから瑞穂市、そして各務原市、こういうところにおきましても夏休み中の学校図書館の対応、これにつきましては図書司書といふことではなくて、学校職員で対応をするといふことで行っておりますので、何とぞ御理解いただけられたらといふふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

それでは、2番目の図書司書の雇用形態の今後の対応につきまして、お答えをいたします。

本市におきましては、議員も御指摘のとおり図書司書を配置する中、進めております。今現在、嘱託職員が2名、そして日々雇用職員5名、合わせて7名を雇用しまして、各学校の図書業務の補助に携わっていただいております。

なお、先ほど教育長も申しましたように、学校の規模によって司書教諭の配置が違うんですが、12学級以上ある小・中学校、この5校に対しまして司書教諭を今現在配置しております。そして、学校図書館の資料の選択とか、あと提供、そして子供の読書活動に対する指導等を行っていただいております。図書司書の補助をする勤務量、これにつきましては司書教諭の有無によってかなり大きく変わります。そのことによりまして、具体的な図書司書の配置につきましては、司書教諭の有無、学校規模による図書業務量、業務をする場合の距離、そういったものによりまして学校の図書業務に支障が出ないような配置を、現在工夫しておるところでございます。

ちなみに、勤務時間の一番長い嘱託職員におきましては、司書教諭のいる本巣小学校と根尾小学校、そして根尾中学校の3校を、また司書教諭のいない本巣中学校と外山小学校の2校を兼務していただいております。6時間勤務の日々雇用職員、その方につきましては、席田小学校と土貴野小学校の2校を、また糸貫中学校と一色小学校の2校を兼務していただいております。また勤務時間の一番短い4時間勤務の日々雇用職員の方もございますが、その方には司書教諭が位置づいている弾正小学校、そして真桑小学校、真正中学校に単独で勤務をしていただいております。

各学校の実情に合わせた兼務の状況につきましては、現在のところ問題はないと、そのように考えておりますので、また今後も、この三つの雇用形態、これによりまして、よりよい図書業務の補助ができるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、るる答弁をいただきましたが、子供に対する読書活動の推進に関する法律ということで、平成13年にこれができておりました、これはなぜできたかという、読書離れ等が多くなって、メディア、目で見える視覚が多くなってきたよと。それで、自分で本を見、そして読解力を深めたり、創造力を深めたりする子供たちが少なくなったよ、そんなことでどうするんですかということで、これはできました。その中でも、図書司書の必要性等々がるる書いてあります。そして、この読書をするということは、知識を豊富にし、創造力を高め、心を豊かにするなどたくさんの意義がありまし、また、読書をする副産物として、読解力、表現力、判断力、思考力等も、本当に子供たちの基礎的な部分が、喜んで机に向かって勉強するということが嫌なことじゃなくて本当に喜んで、自分の好きなものを見る、そういうことによって自然に養われるものじゃないかなということをおもっております。

そんな中で、よそは、市はいないよというふうな話ですが、本巢市において子供たちを育てることは地域を育てる、地域を大きくしていくということでもあります。それで、先日も2月の1日にPISAという、これは食べるピザではありませんが、そちらの方で日本の読解力は2000年には8位、それから2003年には14位になって、2006年には15位になったと。本当に読解力、この読解力がきちっとできることによって創造力等々も養われ、そして個性豊かな子供ができるんじゃないかなということをおもっております。

それで本当に1ヵ月という、その図書司書をなくすということ、これはそうも影響ないように思われますが、先ほど教育長が言われた、家庭で親が子供にそこら辺をきちっと指示する、またそれを見せるということをおもいましたが、親でも子供たちに合った、今自分の子供に合った本がどんな本であるか、何に興味を持っているか等々のことを、きちっと司書さんに相談をしながら、そしてどういうふうにそれを読んだらいいのか、どういうふうに聞かせたらいいのか、聞かせたものをどういうふうに進歩させたらいいのかということをおもって相談し、話をし、自分の子育てをリードしてもらおうということに対しても、これは夏休みというのは大切なものだというをおもっております。

それで、最初に申しました市民憲章にもあり、また、市長さんも初めに言われましたように、文化の高い、文化の薫る個性豊かなというふうなところで、このマイナスになるような政策でいいのかどうか、教育長さん、もう一度お願いします。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

今、平成13年度の子供に対する法律のこと、そしてさらにはPISA、これの読解力のお話等承りまして、私どもも、なるほどという思いを持たせていただいたところでございます。

今、議員御指摘の子供たちに読解力をつけ、そして子供の創造力を広げる活動、これにつきましては、司書教諭、そして図書館司書、図書館運営ということだけではなくて、学校全体の問題でございますので、昨日、白井議員先生のところでもお答えいたしましたとおり、現在のところ、小学

校、中学校ともに、朝読書、これにも力を入れておりますし、こういう中で、今、先生御指摘の子供たちの読解力を育て、そして子供の創造力を広げる活動ということで一生懸命やっておるところでございます。御心配いただきますように、図書館経営に支障が出てくるのではないかという御心配をいただいているわけでございますけれども、嘱託員、そして日々雇用ともに、年間、言ってみますと11ヵ月、8月の給料は出ていないわけでございますが、11ヵ月ということでございますので、年間の時間数といいますのは35週でございます。そうしますと、それをオーバーする日数を入れていただくことになってございますので、8月もこれは司書が学校の都合で必要であるということになれば、ほかのところと振りかえをいたしまして実際に対応できるところでございますので、今、先生の方から御指摘いただきました読解力、さらには子供の創造力、こういうことで支障が出ないように、また学校の方へも教育委員会挙げて指導してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思うところでございます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

私は、子供たちを犠牲にしないような教育をしていただければ、それはそれでいいなあということを思っております。

後からも出てきますが、今度は図書司書がいなくは先生がかわるんだよ。そして、公民館の図書室においても、図書司書がいなくは職員が対応するんだよ。また、土日においては年寄りを雇っておりますが、そういう人たちが対応するんだよ。それはいいですが、しかし物理的にそれが本当にできるかどうか、それをきちっと確認してそれを言っておるのかどうか。先日も地域の人から「学校を夜見ると、いつも8時、9時まで電気がついているよ」と。こんな状態で心を開いた、またきちっと子供たちと対応できるような授業ができるのかなど。先生が余りにも忙しすぎて、本当に先生の目的、子供たちと心を開いて対応し、そして今何を悩んでいるのか、何をしたいんかということきちっと聞き出せるような、そういう先生に今なっているのかなということ考えたときに、先生がいるから先生に任す、また職員がおるから職員に任すということではなくて、きちっと物理的にそこら辺もよく精査した上で、そのようになっているのかどうかということ、本当にもう一度考えていただきたいなということを思います。

それで学校の図書室を地域の市民開放等々にしながら、できるだけ開かれた学校にするためにも、やはり図書室というものを上手に利用してもらいたいなということを思いますので、また考えておいていただきたいということを思います。

そして次に移ります。

公民館図書館と書いてありますが、これ図書室ということをやっと指摘されましたので、図書室についてということで、市民に対するサービスにかわりはないかということと、今後の公民館図書館運営方針はということ、この2点関連がありますので一緒に答弁をお願いします。

○議長（遠山利美君）

教育事務局長 成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

公民館図書室の市民サービスにつきまして、私の方から答弁します。

もう一つの方の答弁については教育長がいたしますので、よろしくお願いします。

まず、公民館図書室の市民へのサービス、これにつきましてお答えいたします。

現在、本巣市におきましては、しんせいほんの森を図書館として位置づけております。そこでは図書の記録、その他必要な資料の収集、整理、保存、そして広く市民の方々の学習にこたえる拠点施設として位置づけております。そして、糸貫、本巣、または根尾の地域の公民館の図書室、そういったものにつきましては、地域の方々が身近なところで手軽に本に触れ、そして学習をしていただける場として図書室という名前で位置づけておるところでございます。

今年度から議員が申されましたように、糸貫公民館事務所が福祉センターに移転したことを機にしまして、糸貫、また本巣の両公民館の職員が図書室の管理、また運営業務、それを兼務することといたしました。このことによりまして、本の整理、または予約などの市民サービスに与える影響、こういったものにつきましては、しんせいほんの森から巡回図書司書、しんせいほんの森における図書司書の方に地域の図書室に回っていただく、そういった新たな方策もとる中で対応しておりまして、現在までのところ特に問題なく進んでおると、そのように認識をしております。

今後におきましても、公民館の図書室を利用される市民の皆様に対しましては、しんせいほんの森との連携を図る中、図書サービスの向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

それでは、もう1点の公民館図書館の運営方針ということにつきまして、お答えをさせていただこうと思います。

現在、図書室ということで、ございますのは糸貫、本巣、根尾、この三つの公民館の図書の部屋でございます。これにつきましては、今事務局長が図書室の市民サービスのところでお答えいたしましたとおりに、地域の方々が身近なところで手軽に本に触れて学習していただく場所というふうに考えているところでございます。蔵書数もかなり図書館とは違いがございまして、少のうございますけれども、本当に、まず地域の中で生涯学習を進めていただくに当たって、身近なところで本に触れていただく場所と、こういうことで、私ども考えておりまして、今後の運営につきましても、市民の方々の自主的な学習活動に役立ちます図書資料と、これができるだけ提供できるようにということで、そこだけではできませんので、しんせいほんの森でございますが、この図書館と連携をとりながら、さらには県図書館、そういうところとも連携をとりながら、サービスの向上に努めてまいりたいと、そんなふうと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

今、局長の方から現在の運営に関して、何ら問題がないというふうな発言がございましたが、私は現場へ行っていろいろ聞いております。そして、その利用者にも聞いております。まず、現場の方では図書司書がそれぞれ、糸貫、本巢へ見えまして。そのときに、4月から自分たちが対応できないのでということで、今まで図書司書としてこういう対応をしてきたというのが十何点書いてあります。そんな中で実際職員が対応してできるのは、そのうちの4点、5点。貸し出しだけ、あとについては図書司書がいなくなったので、ほんの森で今後対応します。図書司書がいなくなったので、ここではわかりません、ほんの森へ聞いてください等々のことが今なされております。そして糸貫においては、今の話の公民館の運営を、場所を変えた、そして図書館が前は大きかったのを、その図書館の部分を削って、そしてそこへ職員が3人、4人入っていますよ。そうすると、図書へ行ってちょっと検索しよう、見よう、ここでちょっと読んでいこうと思っても、腰かけはありますが机がないという状態、そして本巢においては一応モニターは設けてありますが、しかしお客さんが見えたちょうどそのときに自分たちの対応しているような状態だったら、本当に図書室へ来た人の対応、なかなかできないよというふうな状態であります。そんな中で、4月急になったから本当にてんてこ舞いをして、そして夜8時、9時までずっと残業もやったよというようなことも聞いております。

それで、先ほども申しましたように職員の対応はいいんですが、その職員の対応によってお客様に迷惑をかけないか、物理的にそれが可能なかどうか。職員に聞きますと、去年の11月か12月ごろ、ちょっとこういうふうにしたいという話があった。それで、糸貫においては移動しならん、どういうふうにするんや、どういうふうレイアウトするんやというようなこと本当に大変だったということ。それから、今までの業務も全然今まで聞いてないから大変だったよというようなこと。だから、おっつけで何かすべてやっているんじゃないかなと。おっつけの対応では、一番迷惑がかかるのはお客さんだということを思っております。

それで、先ほど週に1回、ほんの森からずうっと回ってくるよというふうな話もありましたが、これも先日聞いたわけですが、臨時を募集しまして1ヵ月に8時間の勤務ということで、その人が多分なるんじゃないかなと思いますが、ほんの森の方でも館長1人、そして司書が2人、月曜日休み、そして土日は400人、500人来るということで、受付は2人対応が必要。そうすると普通の日に1人、どっちな休むと、通常は受付は1人になって、通常でも100人以上の人が見える、そういう人の対応するのに本当に大変なんだということを言ってみえました。

だから、きちっと政策を打つときには、そのときにだれがいなくなって、それをだれにやらせて、やらせることによって物理的にそれが可能なかどうか、そしてそれをやるために人員はいいのかわるか等々をきちっと把握した上で政策転換をしないと、迷惑をするのは市民だということになりますので、そこら辺をきちっと把握しながら対応していただきたいなと思います。

今後、本当に大変な状況でありますので、市長におかれても経常経費削減はいろんな方向で行っていかれると思いますが、そこら辺の後づけ等々を現場でしないような、そういう政策転換、政策の改革を行っていただきたいなということを思うんですが、この図書館も含めながら、市長さんに今後の自分の方針をひとつよろしく願います。

○議長（遠山利美君）

通告ないが、即出られる。

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

せっかくの御指名でございますので、ちょっとお答えをさせていただきますけれども、昨日も経常経費の削減云々というところ、それからまた、再資本的に、公園の整備の一環で街灯の話等も出ておりました。そういうもろもろの問題が出てきているということは、よくわかっております。その中で、基本的にはやはり安全・安心の確保、それからできるだけ市民サービスの低下にならないようにということはたえず頭に入れながら行政改革というのはやっていかなければならないというふうに思っております。また、財政が大変厳しい、そしていろんな経常経費の削減という動きの中で、その辺の部分を今までと同じ旧の町村時代と同じ、そして小さいときと同じような密度濃い行政サービスがいつまでできるかというのが、やはり新市になって、そして合理化、そして統一という方向で市もできたことでございますので、やはりその辺も今一度原点に立ち返って、しっかりと整理をして進めていく必要があるだろうということで、昨日も事務事業の全般的な見直しということで、廃止する事業、継続する事業、そして縮小する事業というようなことを、これから事務事業一つ一つを全部点検をしながら進めていきたいというような先日も答弁もさせていただいておりますけれども、そういう方向でこれからも進めさせていただきたい。でき得ることならば、できるだけ行政サービスの低下にならないような形で行政改革というのはやっていきたいというのは本心でございますし、ぜひそういう方向で知恵を出しながらやっていきたいと思っております。しかし、その一環で、どうしてもこれがしなきゃいけないという行政サービスというものについては、やはりお願いしてしなきゃいけない。やはりそういうことがなければ、これからの厳しい財政状況の中でこれから市として存立していくというのはなかなか厳しいという認識もしております。何度も何度も申し上げますように、財政的にも大変厳しい時代に突入し、きのうも話にございましたように、我々本巣市だけの問題ではなくて全国の市町村がみんな抱えている大きな課題でございます。現在の行政サービスをも維持するのに四苦八苦しているのが現在の全国の市町村の実態でもございます。そういったことで、今、それぞれ御指摘もございましたものは、確かに小さな話かもしれませんが、しかし利用される市民の皆さんにしてみれば大変大きな話、直接サービスを受けている方にとってみれば大変大きな問題であると、今認識もしておりますので、今後、こういった点にも配慮をしながら、そしてまた行政の効率化というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、先ほどから教育長等々が御答弁申し上げますように、教育委員会の方でも、その辺は十分配慮しながら今回も進めていただいておりますというふうに思

っておりますし、これからそういったことを頭に入れながら、教育委員会としても、そしてまた市長部局におきましても、この事業の方も進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます

[14番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

財政が本当に厳しいということは、よくわかります。しかし、財政の厳しさと一緒に、心も小さくなったり、心も厳しくなったら、これは一番いけないことであって、心、やっぱりそういうときこそ豊かにしていかなければならないなど。そのためには図書館の充実も大切じゃないかなということをおもっております。

先日、ほんの森へ行ったときに、80歳のおばあさんが見えて、4冊返して4冊また借りていかれました。そのときに、ちょっと話をしておったんですが、本当に近くにあって、もう大変うれしいと。そして、あそこには活字の大きなものが300冊か、何百冊置いてあります。この大きい活字が、あって本当にうれしいなど。単価を聞いたら、通常の本よりか3倍ぐらいするというのですが、やはりお年寄り等々が図書室を本当に利用して、また楽しんで見えるということでもあります。それで、やっぱり大事にさせていただきたいなということをおもいますし、また県の方においても、県の図書館を指定管理するとかというふうな話の中で、やはり大事なものだからこれは指定管理ではだめだというふうな話もありました。そして、岐阜市においても先日、中央図書館を建設するというふうな話も出てきております。そんなわけで、財政が厳しい、そして経済も大変だ、今、国の行政も政策もどうかかわらんというふうな中で、本巣市の人は心豊かだよということだけ、きちっとあり得るためにも図書館の充実を願ひまして、これで終わります。以上です。

○議長（遠山利美君）

続きまして、16番 大西徳三郎君の発言を許します。

16番（大西徳三郎君）

ふだん、あんまり一般質問やらない者が2人続いているということで、きのう一日ですむはずでしたが、きょうになってしまったということで大変恐縮に思っております。

3点通告してあります。一つずつ質問をしていきたいと思ひます。

まず第1番、全国学力テストということでもあります。

この全国学力テストというのは、非常に最近注目、今回マスコミで報道されたのが1日ぐらいということで、非常に今回、取り扱いが薄かったということで、非常に私としては意外だなあと思っております。この全国学力テストというのは、前の政権が3年続いて全国全員参加型ということで学力テストを行ったということでもあります。その過程においてはいろいろありまして、隣の愛知県の犬山市の教育長が、もう断固反対ということで拒否されて、市長とすったもんだ、すったもんだ、大変政争になったということもあります。また、秋田県のある町において、そこの子供たちの学力

が日本一だということで非常にマスコミが騒いで、その小さな町へ取材が殺到したということで、一時、この学力テストにおいて、いいの悪いのというのはいろいろあるかもわかりませんが、これ注目された学力テストであったと思います。私としては非常に残念なことに、政権交代ということで、去年のいわゆる事業仕分けで、この学力テストが仕分けをされました。今まで全員参加型であったのが、30%ほどでいいというような仕分けで、今回行われまして、それぞれ各都道府県、また各市町村において、非常に参加の取り扱いがばらばらであったというふうに聞いております。ちなみに、先ほどいいました秋田県は全員参加、また石川、福井、和歌山、山口、香川、高知、九州においては、熊本、沖縄を除く福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、このように九州は非常に全県で参加されたということで、日本全体で言いますと13県が全県で参加されたというテストであります。ちなみに、隣の瑞穂市は、これは全員参加をされたということを聞いております。そのような中において、本市の参加状況を、まずお聞きし、またこれは関連がありますので、すべてお聞きします。先ほど言いましたように、本市の児童・生徒の学力はどれほどなのか、また、今後の方針と対応はということで三つ一緒にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、全国学力テストについてということで、今、三つの点から御質問がございましたので、お答えをさせていただこうと思います。

まず最初、本市の今年度の参加状況ということでございます。

昨年度まで3年間行われまして、ことしで4年目ということでございますけれども、昨年度までは悉皆ということでございましたので、全部が参加しておったわけでございますが、今年度でございますけれども、抽出、または抽出と希望利用のいずれかによって行うということでございましたので、本巣市におきましては国から抽出で指定をされました小学校2校、中学校1校、計3校が参加しているところでございます。これが市の参加状況でございます。

それから2点目の本市の児童・生徒の学力についてということでございますけれども、本年度の結果につきましては、文科省の方から採点業務が終えられて戻ってまいりますのが8月ぐらいになるというふうに、今聞いているところでございます。まだ出ておりませんが、これまで3年間の本市児童・生徒の学力、これにつきましてお答えをさせていただきますと、本巣市の子供たちでございますが、小学校国語・算数ともに全国平均とほぼ同じ程度の学力でございます。さらに中学校になりますと、国語・数学でございますけれども、ともに全国平均をかなり上回る学力、これを示しているところでございます。このこれまで行われました3年間の全国学力テストの結果を見ます限りでは、本巣市の児童・生徒の学力の状況についてでございますが、国と比較いたしましても何ら問題はなく、基礎学力、それから活用力を見ているわけでございますけれども、ともによく身につけているということが言えるわけでございますが、市内の小学校・中学校ともに今後もし

らに学力を身につけること、これができるようにということで、それぞれの学校の実態にあった指導方法の改善に取り組み、実施をしているところでございますので、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それから3点目でございますが、今後の学力テストの対応についてということでございます。

全国的な学力状況を把握するということにつきましては、やはり本巢市におきましても、この教育の指導改善、これに生かすためにやはり必要なことだと、そういうふうにとらえているところでございます。来年度以降ということでございますが、先ほど申し上げましたように、昨年度まで悉皆、全部の学校で行われていたものが、30%、岐阜県の場合は国の方からの指定が、先ほども申し上げましたように全部で3校でございますので、これ25%になります。これは岐阜県全体が25%でございましたのでこういうような形になっておりまして、都道府県によってもっと多いところは40%とか、そういうところもございますけれども、国の方は、岐阜県につきましては25%を指定してきておりますので、そのような数になったわけでございますけれど、来年度以降のことにつきましては、現在、国の方でも、その学力テストのあり方につきまして6月にも検討会議を持って話を進めているということを知っておりますので、今後明らかになります調査の目的、それから試験の方法等も含めまして、本巢市ということだけではなくて、県内の他の市町村の動向も見ながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。3校で25%ということで、抽出されて参加したということをお聞きしました。それはそれでよしとします。

また学力については、小学校については全国平均と同等ぐらいである、また中学校については、かなり上回っておるということで、それを聞きまして大変うれしく思いました。大阪府の橋下知事が去年の夏ごろだったと思いますけど、テレビで、この結果大阪府が全国平均を下回っておったということで、非常にテレビで憤慨して教育委員会を非難したり、また現場の先生・生徒たちに何をやっておるんだというようなことを言っておったような、そんなテレビ報道を見ましたけど、本巢市の学力がそれほどの状況であることをお聞きして安心したわけであります。

今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今、教育長の言われた中において、国から指定されたからこんなような方法をとってやったということを今言われました。国の方針も教育行政についても、いろいろあるわけですけど、例えば、以前あったゆとり教育なんかは、正直言って今の状況においては、やっぱ失敗であったと。というか、失敗であったであろうというふうに今とらえられておりますね。だから、本当に、教育も長いスパンでものを見ていかなきゃならないと思いますけれど、国の指定、国の方針ということも大事

かも知れませんが、たまたま今、冒頭に言いましたけど、政権交代によってこのようになっていったけど、3年先には政権交代があるかも知れません。その政権交代があった場合に、また復活させるというようなことを、上の方では思っておるわけですが、そのようなことで、国の方針ということは今先ほど言われたということで、どのように思われておるか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

では、今、国の方針というようなとらえ方をされてしまいましたので大変恐縮でございます。実は、国の方から指定されたということではなくて、国の方は設置者に、学校の設置者と申しますのは本巢市でございます。それで、本巢市の教育委員会に、どういうふうに対応しますかということで、これもお問い合わせがあつてお答えをしておるところでございますけれども、抽出校のみの参加といたしましたのには、これには3点ほど私どもといたしましては理由がございます。

まず一つでございますけれども、今までの3年間の結果、これにつきまして市の教育委員会でも分析をしております。そして、各学校、校長会、教頭会、そして教務主任会等を通じまして、各学校での対応の仕方、これもきちんとしているわけでございますが、傾向がつかめております。そして、3年間状況がほぼ変わりませんでしたので、これにつきましては抽出で十分ではないかということが1点でございます。

それから、もう1点でございますけれども、ことし4月20日に実施をされております。あまりこれが新聞等でも報道されておりませんので、表に出てきておりませんが、当日に岐阜県の学力状況調査、これが全校悉皆で行われております。ですから、4月20日の日は何が行われたのかといいますと、岐阜県の学力状況調査、これはすべての本巢市もそうでございますが、県内どの小学校、中学校も実施しております。さらに国の方の学力テスト、これが行われているということでございまして、大変採点業務、これを希望しますと、自校で対応するか業者に出そうといたしますと1人当たり採点料も含めまして1,000円以上の金額が、ここで額を出しちゃあれですけども、経費がかかることでもございます。そういうことで、多くの学校は、希望した場合には自校で対応しなければならない。県の状況調査、これもすべて対応しなければならないということで、現実問題、県内41市町村教委がございまして。その中で、今、議員御指摘の一部の町村でという希望して全部行ったところもございまして、これは41のうちの6教育委員会でございます。あとの33教育委員会、そしてあと二つのところ、合わせまして38につきましては行っていないという状況でございます。この理由は、今申し上げたようなところがございます。

それから、もう1点でございますけれども、今、岐阜県の学力状況調査と申し上げましたが、これは、もうこれで6回目を迎えております。国の方は4回目でございますが、さらに教科数、これが小学校で岐阜県の場合は4教科、中学校では5教科、よく主要4教科、5教科と言われるわけですが、すべてについて行っております。

こちらの活用、これも全国の学力状況調査の結果と変わりませんので、さらに細かくできるということで、私どもといたしましては、また他の市町村教委の中で抽出だけを行ったところも合わせまして、38のところ合わせまして私どもといたしましては、こちらの方の活用、そして全国的な学力の状況の位置をつかんで本巢市の指導に生かすという意味合いで、抽出を選び取らせていただいたところでございますので、どうか御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。私のとらえ方がちょっと間違っておったかもわかりません。今、丁寧な説明を受けまして安心したわけでありますけど、隣の瑞穂市は全校参加したということで、あとの話、教育長の話でもありましたけど、後始末が大変だということもお聞きしており、だから全校が参加しているのかどうか、そのことは申し上げませんが、大変であるということは聞いております。そんなこともありますけど、先ほど言いましたようには、本巢市の子供たちの学力が水準の上であるということ、本当にそういうことをお聞きして安心もできますし、教育長以下教育委員会の皆様方、それぞれこれからも努力していただいて、先のある子供たち、将来を担う子供たちのために、この学力テストのことも含めて十分いろんなことで検討し、御努力、手配をしていただきたいなと思います。それでは、これは終わります。

2点目の県道岐阜・関ヶ原線についてであります。きのう若原議員もこのことを質問されました。同じ地域に住んでおり、また同じ思いであったかなと思っております。岐阜・関ヶ原線沿いに、今商業集積があつて、その店が非常に今大変であるということで、早くあそこが4車線になってほしい、そういう願望もあつたということももちろんあります。いろんな県内にとらわれず、大型の商業集積・大型のショッピングセンターができ、そういうところを見ておると、どうしてもアクセスがいいと、やっぱり我々の方はアクセスに負けてしまうということがあるかなと思います。そのようなことで、やっぱり4車線は本当に早くやってほしい、これも県道でありますので我々がどうこう言っても簡単にできませんけど、何としても早く4車線にしてほしい、そんなふうに思っておるのが現状であります。きのう、若原議員に答えていただきましたので簡単でよろしいかと思ひます。

続きまして二つ目として、これは突拍子もないことを言っておるかもわかりません。今の屋井の工業団地を、とにかく早く売らなければならない、これはだれも同じような意見であると思ひます。きのうの市長の、若原議員の財政のところでありましたように、非常に市政も落ち込んでおるということで、その救世主に本当はなってもらいたい、この屋井の工業団地であつたかなと思っております。その屋井の工業団地を見てみますと、どうしてもアクセスということを考えますと、やっぱり堤防道路になっておるといのが現状であると思ひます。その堤防道路を見てみると、きのうも部長から説明がありましたけど、ぎふ国体に合わせ、また大野神戸インターの開通に合わせて、

今ちょうど根尾川橋と平野庄橋の間の、あそこも急ピッチに道路改良が進んでおります。これを見てみますと、大野神戸インターでおりました車というのは岐阜関ヶ原線に出て、それから東へ向かって根尾川大橋をおりて東へ向かうのか、北へ向かうのか、そういうふうであるかなと思います。それが多い車かなと思います。それで、先ほど言いました屋井の工業団地に向かうには、多くの方が御承知でしょうけど、すぐに堤防へは出られないわけです。アンダーで通っておりますので、平面交差になっていないということで、最初の信号を左へ左折、最初の1本目、2本目を左折しても、市道を迂回して、また多分堤防へ、屋井の工業団地へ行くには堤防へまた出られるというふうに想定ができます。最初の信号を渡ると途中で住宅があつて狭くなっており、また、もうちょっと上へ上って一丸ファルコスのところも狭くなって、新大橋の下のアンダーのところへ出るにも狭くちょっとしてあります。そのようなことから、要は大野神戸インターをおりて根尾川大橋を渡って市道へ出て、また堤防道路へ出るというふうに、それから工業団地というふうになってくると思います。そのようなことから、もちろん計画のないことは重々承知しておりますし、突拍子のない質問をするなということかもわかりませんが、その岐阜関ヶ原線と根尾川左岸の堤防道路を平面交差にして、根尾川大橋を渡ってすぐに堤防へ出ると、そして屋井の工業団地に早く着けるというふうにしてはどうかということも思ったりもします。それは糸貫インターができれば、糸貫インターからの方が近いということは承知はしますが、どう物理的に見ても、大野神戸インターが完成して、また糸貫インターが完成するには、少なく3年・4年かかるであろう。そんなようなことから、屋井の工業団地をすぐに、とくかく早く売却するためにも、そのような方法も一つの方法ではないかと、そんなようなことを思いまして質問をさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 山田君。

○産業建設部長（山田英昭君）

それでは、県道岐阜・関ヶ原線についての1点目、軽海・宗慶地区の4車線化についてでございます。

昨日、若原議員にお答えしたとおりでございますが、本巣市南部の活性化ばかりでなく、市全体の活性化に必要な県道岐阜・関ヶ原線の4車線化を早期実現するために、地域と市が一丸となってより一層強く要望してまいりますのでよろしくお願いしまして1点目のお答えとさせていただきます。

次に2点目の県道と堤防道路の平面交差についてでございますけれども、現在、根尾川左岸道路と県道の交差は立体交差となっております。県に確認したところ、現在進められている4車線化の根尾川大橋の橋梁工事も立体交差ということでなっております。市としましては、現時点で立体交差計画を平面交差計画に変更するよう県に要請することは困難というふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、屋井の工業団地へのアクセス道路を検討することは大変重要な課題というふうに考えております。早急に、根尾川沿いの工業団地も含めまして、東海環状自

動車道路へのアクセスを強化するよう道路網を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

[16番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

冒頭に言いましたように突拍子もないことを言っておることは、私自身も承知しております。県から返ってくる答えもそうであろうというふうに思っております。

今、屋井の工業団地を、いかに早く売るかということで、漫然とおっては、なかなか僕は売れないのではないかと。やはり皆さんそれぞれ知恵を出しているんな方法がないかということを考えなければならぬのではないかと思っております。

市長にお尋ねしますが、市長は行政の長という立場にももちろんあります。しかし、その反面政治家藤原市長ということで、政治家という面から、やっぱりもうちょっと物を大きくとらえて、今、その平面交差は難しいということは私も十分わかっております。しかし、物を大きくとらえて、この屋井の工業団地、またこの全体を見てみて、もっとここはこうしてはどうかということで、やっぱり考えていく必要があるのではないかと。もちろん県のパイプの太い市長でありますので、政治家としてこのことをどうとらえてみえるか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは御質問にお答えをしたいと思います。

政治家としてという、なかなかそんな政治家という認識は持っていないもんで悩んでおりますけれども、今まで行政が長かったもんですから、行政マンの延長のようなつもりも今まだ強い部分がございますけれども、今のお話、道路の堤防道路との平面交差云々という、そういうお話も今いただきました。これは、基本的には道路の4車線の道路というのは、いわゆる堤防道路との平面交差というのはほとんどなされていない、いわゆるどうも道路をつくるときに、そういうことはやらないというようなことのようにございまして、今、ずっと南の方も見ていただくとわかりますけれど、長良川を見てもらってもわかりますけれども、4車線道路、いわゆる片側2車線ですね。そこらはどうしても交通の流れ、その支障があるというようなことで、どうもアンダーパス方式が、大きい4車線以上のところは、どうもそういう感じで整備をされているというふうに伺っております。そういうことで、岐阜・関ヶ原線も当初から4車線化ということからアンダーパス方式でつくられておるといふような理解をいたしております。そういったことで、今、あそこに取りつけるというふうになりますと、なかなかそれは、今現在の道路をどうのこうのという話になりますし、それから、それよりか早く、先ほど部長からお話し申し上げましたように、関連道路、そちらの方をやはり早くやっていただきたいなという思いをいたしております。堤防道路は、そこだけを平面交差を

しても、ずうっとまだ北の方へ上ってまいりますと、まだまだ狭いところいっぱいありまして、それも全部県道でございまして、また県道をやろうとすると、また大変なことが出てまいります。もちろんずうっと上へ上がっていきますと市道になりますけれども、県道ということで、例えば、県の経費を投入にするについても、どの部分で経費を投入するか、厳しい今の道路財源の中で、やはり優劣があるんだろうというふうに思っています。それよりかも、やはり早くそのほかの、今のアクセス道路、団地だけではなくて、東海環状の4インターも含めて、今の長良・糸貫線の都市計画道路等々も含めて、できるだけ早くそういう我々が重点的に要望している、そういったところにやっぱり重点配分をしていただきたい。そしてまた、先ほどお話しが出ておりますような軽海・宗慶の4車線化というのも、これもきのうも答弁で申し上げましたように、橋の無料化が出てまいりますと、岐阜市から直にどんどん流れが入ってまいります。今、有料化ということでかなり回っている車が多いんですけども、あれが無料化になりますと、ほとんど岐阜・関ヶ原線で岐阜市の方から走ってくるだろうという思いをいたしておまして、そうしますと、もう一番ネックになるのが、今の北方から、今の本巣との境界のところは一番ネックになって、西へのアクセスの渋滞を起こすことが当然のように想定されております。そういったことで、ぜひそちらの方を早く、きのうの御答弁でも申し上げましたように、県の方も次にはそっちの方を早くやりたいというお話でございませう。私どもも、早くこちらの方をやっていただくというようなことで、財源がふんだんなときは、あれもこれもというお話もできますけれども、やっぱりもっと大きい視野で、団地だけの問題だけじゃなくて、本巣市全体の道路網の中で、やはり優劣をつけて、県に、そしてまた我々の今までのノウハウを使いながら、道路の方へのアプローチもしながらやっていきたいというふうに思っております。この部分だけをとらえて、今までのことでどうのこうののではなくて、もっともっと広い本巣市全体の道路網の中でやっていきたい、やはりほかの地域でも、まだまだやらなきゃいけない、いっぱい県でやっていただかなければならない道路事業がたくさんあるということでございませうので、その辺もまたお酌み取りいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。最後に言われたように大きな視野でということで、私も全くそのとおりだと思っております。たまたま屋井の工業団地ということを出したのは一つのことであって、屋井の工業団地を早く売らなきゃならんという思いは、それは皆さん同じことであります。しかし、今、この本巣市のほとんど主要道路を見てみますと、ほとんど県道がすべて整備ができていない、本当に中途半端であるということでもあります。そのようなことから、このことも取り上げてしまったけれど、市長、また副市長も県のパイプがあるということで、早く県の今状況も非常に悪いことは百も承知でありますけど、何とか早く県道を改修、いろんなことができますように、今後一層の御努力をお願いして、この質問を終わります。

次、3点目に移ります。

真正ストックヤードについてであります。

収集日が日曜日になると、周辺の道路が大変渋滞をいたします。その対策はどうであるかということが、まず1点であります。

二つ目、ちょっと皆さんの中には承知してみえない人が見えると思いますけど、実はあそこの西側にグラウンドといいますか、多目的広場があるわけであります。その多目的広場は、旧真正町の時代において、ごみとか埋めてあるところであります。その過去何十年というふうに真正町の時代において埋めて、それで合併の前でありますけど満杯になったということで、その上に土を載せてグラウンドのように見えるようになっております。その過程をちょっと説明させていただきますと、その当時の町長と、地元の、その当時は区長と言いましたけど、区長との約束で、そのごみを受け入れるけど将来いっぱいになったら公園にしてくださいというようなことは、口約束ということになって、そういう過程でずうっときております。その約束を果たしてくれという、そんなようなことを今言うつもりではありません。その西のグラウンド、多目的広場が、一応周りにフェンスをつけて、今は、小さい扉をつけて自由に入れるようになっております。そこで、ゲートボール、またグラウンドボール、また近くの子供たちがあそこで自由に遊んでおるといふ、今一番理想的な形になっておるのが事実であります。また最近では、少年野球がもちろんグラウンドが小さいわけで野球の試合はできませんけど、ノックをしたり、シートバッティングしたりということで、少年野球の子供たちもそこを利用しておるのが現状であります。

そのようなことから、そこへ大変人が集まってくるということで、もともと目的がそういう処理場の跡を埋めたグラウンドでありますので、そのような整備はもちろんしてありません。それでこのように書いておきましたけど、まあ利便性が悪いということで、平成20年に真正地域の5名の自治会長連名、これが連名による要望書が出ておりますけど、5人による要望書が出て、また、内容としては専用駐車場の設置、公衆トイレの設置、スロープの設置、夜間照明の設置の4点を要望されてきております。ずうっとこの問題は水面下でいろんな話をしておりましたけど、なかなか結論が出ない、簡単なことを言うたらちが明かないということで、きょう、このように土俵に上げさせていただいております。5人の自治会長の連名ということで、この要望書が重い、軽いということを使うわけではありませんけど、結構重い要望書であるのではないかと感じておりますし、その周りに住んで見える人たちにおきましては、車が農道にずうっと置いたりなんかして、非常にトラブルになったこともありまして、最近はちょっと解消してきましたけど、非常にけんかのもとになったことも事実であります。また、そのようなことから、あまり大きな要求をしておるわけではないと思いますけど、どのような所見かお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坂井嘉徳君。

市民環境部長（坂井嘉徳君）

それでは、大西議員さんの3点目の御質問、真正ストックヤードについて、そのうちの1点目でございますが、収集日、特に日曜日だろうと思えますけれども、その関連の周辺道路、これが渋滞をするということでの御質問の御回答をいたしたいと思えます。

真正ストックヤードの利用につきましては、特に年々増加傾向でございます。年間、21年度の実績では25,607件という状態になっております。これは、前年度対比で13.3%の増加という結果になっております。特に、年末年始、それから年度終わり、こういう時に利用が集中をいたしまして、御存じだろうと思えますが、大変御迷惑をおかけしております。これは、この特に集まる件数につきましては、1日3時間の営業をいたしておりますが1,200件を超えるというような車が参っております。そのような状態の中その対応といたしまして、現在は、日曜日については交通整理員、ガードマンをつけております。現実的にはとても1人では対応できないというような御指摘だろうと思えますが、先ほど申しましたように、年末年始、特に込むときについては、この交通整理員を増員をして対応してまいりたいというふうに考えております。また、どうしてもこの施設というのは他地区にもございます。そちらの施設のあき具合関係も、まあ結構すいておるといような状況がございますし、どうしても利用日が偏るといことがございますので、やはりこういうものの周知を市民にしていく必要もあるだろうということで、広報誌に掲載するといようなことで、この利用の平準化を図っていく必要もあるといふふうに考えておまして、いずれにしましても、この安全利用のPRに努めてまいりたいといふふうに考えております。

それから、同じく真正ストックヤードの2点目の御質問でございます。これは議員さんから細かい話もされましたが、真正ストックヤードに併設されております、ちょうど西側のグラウンドでございます。これは御存じのように旧の町村時代に廃棄物の最終処分場としての生い立ちがございます。そのようなところを新市になりまして整地をいたしましてストックヤードに併設をしておるわけですが、これの有効利用を図っていくといようなことでございますが、この最終処分場の跡地利用として、現実的には20センチから30センチの赤土でグラウンド整備を平成16年度に実施をいたしました。その後、周辺集落の軽スポーツ等の利用がなされておりますが、特にどうしても利便性が悪いと、駐車場がなかったり、あるいは車の搬入等ができないといようなことから要望が出されております。御質問の専用駐車場につきましては、やはり真正ストックヤードに基本的には月3日3時間ずつの3回の開設をしておるといようなことから、この真正ストックヤードを有効に駐車場は使っていただきたいといふふうに考えております。また、公衆トイレの設置についても御質問がございました。これにつきましては、やはり真正ストックヤードの設置時に仮設トイレと、工事用でよくありますようなプレハブの仮設トイレが設置を現在いたしておりますが、設置以来5年を経過したといようなことで、色も相当悪くなっておりますし、経年劣化によって不都合も出てきておるといことから、これは水洗化で対応していきたいといふふうに考えております。

それから、あと2点のスロープ、夜間照明の設置等につきましてでございますが、これは冒頭申し上げましたように、最終処分場の跡地利用といことで、このグラウンド用地の特殊性がございます。そういうようなところから、現実的には構造物等の設置といのが非常に難しいことござ

います。これを多目的に使用するにはさまざまな課題が現実的にございます。そういうことではございますが、今後、地元の自治会、3自治会がでございます。それから、特に使われておる関係団体の方と、この利用についての協議をしながら、この問題については検討をしてみたいというふうを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[16番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

1点目はそれでよろしいですし、2点目におきましても、地元の自治会、また利用団体と協議しながらというふうに答弁をいただきました。そのように、先ほど言いましたように土俵に上げさせていただいて、前向きにどうか、そのように協議をして取り組んでいくととらえましたので、そのようによろしく願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。11時から再開しますので、よろしく願いします。

午前10時36分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります3点について質問をいたします。

まず第1番目は、総合的な市民生活相談体制の確立をとということであります。

御承知のとおり、昨今の社会状況の中で、生活に困っているという人がふえてきています。そうした中で、市が市民の消費生活に関する相談体制を確立すること、また、なかなか問題になりながらも減少しない多重債務者への支援を強め、問題の解決とあわせて生活再建を図っていく、こういうことが今必要になっているのではないかというふうに思っています。そうした中で、2点についてお伺いをいたします。

第1番目は、市では公報を見ましても無料弁護士相談の設定や、これは社会福祉協議会ではありませんけれども、また、県の多重債務110番の紹介をしています。それぞれの利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、総合的な市民生活相談体制の確立をという御質問に対してお答えさせていただきます。

総合的な市民生活相談体制の確立についてでございます。議員御指摘のとおり、無料弁護士相談、これにつきましては本巢市社会福祉協議会が月4回、各地域において実施している事業でございます。

平成21年度の実績といたしましては、168件の相談があったと聞いております。また、県の多重債務110番につきましては、本巢市の件数としまして26件の相談があったと聞いております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、数字をお伺いいたしました。

そこで2番に移りますけれども、市としてさまざまな形で支援体制の確立をしていくことが必要ではないかというふうに思っています。そうした観点から、全国のいろんな例を見ておりました中で、滋賀県の野洲市が非常に印象に残りましたので、そのことも紹介しながらお考えをお伺いしたいと思っています。

野洲市というのは、人口が5万人余りのところで、本巢市の約1.4倍ということになります。この野洲市において、消費生活相談員による消費生活相談窓口というのを設置しており、21年度の相談件数が832件というふうに報告されています。単純に1.4で割りますと、本巢市でいうと600件ぐらいということになりますが、先ほどの無料弁護士相談、また多重債務110番を合わせても、200ぐらいにしかならない。また、市の消費生活相談窓口がございますので、そういったところの相談、あるいは個々の、例えば健康福祉部に関するところではそれぞれの窓口の相談とかいろいろあると思うんで、実数はもっとふえるであろうというふうに思いますけれども、しかしこの野洲市の例からすれば、まだまだ隠れた、本当は相談をしてもらいたいというふうな人がまだまだ多いのではないかというふうに思います。

そこで今回取り上げたのは、今やっている相談をさらに充実させた総合的な、あるいは総括的な相談窓口、消費生活相談窓口の体制の確立をしていったらどうか、この野洲市においては市民相談室というのを設置して対応しています。そこでの相談件数が先ほど申し上げた832件であります。こうした市民総括相談室、あるいはそれにかわる体制の確立をすると同時に、この832件の相談の中で、特に多重債務に関する相談が多いということもあって、この野洲市では市民生活相談室を事務局として多重債務者包括的支援プロジェクトというのを進めています。その目標は、借金問題による税金や使用料等の滞納者に対し借金問題を解決することを促し、健全な家計を取り戻すことにより生活再建を図ること、そしてこれにより市民の支払い能力を高め滞納改善に結びつく、このことを目標として取り組んでいます。そのために、関係各部署が連携して、連携という以上に一体と

なって、包括的な支援体制をとっているというふうに思います。こうした先進例に学んでいくことも重要ではないかというふうに考えています。特に、この本巢市における滞納状況を見てみますと、大ざっぱな数字ではありますけれども、税では千数百人、国保税では900ほど、給食費も80件ほどが滞納になっているというふうに聞いています。正確な数字ではありませんけれども大まかな数字で申し上げましたけれども、そういう問題を解決するためにも、そして先ほど申し上げたように、問題の解決とあわせて滞納の克服という方向へ向かっていくためにも、総合的な取り組みが必要になっているのではないかとこのように思っています。その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、2点目の市独自の支援体制の確立についてお答えをさせていただきたいと思います。

本市におきましても、訪問販売や振り込め詐欺などの、市民生活に関する問題が発生していることから、市民が安全で安心できる体制を強化することを目的としまして、平成21年4月から生活安全対策監を設置いたしまして、市民の消費者生活相談を行っているところでございます。また、平成21年度の相談件数につきましては7件でございます。22年度につきましては、4、5月の2ヵ月で4件の実績となっております。

また、その相談の中には多重債務については相談がない状況でございます。議員御指摘のとおり、多重債務につきましては税務課の方で対応しているというふうに思っております。現段階におきましては、県が行う市町村担当研修に参加しまして市独自で消費生活相談を行うとともに、市公報紙を通じまして県が主催します相談会の案内を行っておりますが、今後におきましても、さらに県と連携を図りまして対応をしていきたいと考えております。以上、回答とさせていただきます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、どういう相談が多いかということで市の細かい状況はわかりませんが、特に先ほど申し上げたように多重債務にかかわる相談が多いということとあわせて、高齢者の相談が多いというのが野洲市、あるいは岐阜県の状況を見ても言えるというふうに思っております。野洲市の、先ほど言いました832件の相談件数がありますけれども、その中で60代が135人、70歳以上が117人合わせて30%が60以上と。岐阜県の消費生活相談状況を見ますと、相談件数21年度全体で8,796件ありますけれども、全体としては減少傾向にあるものの、60歳以上については21.5%で増加傾向にあるという統計が出ています。そうした状況を見ると、県と連携をすることは、それはそれとして必要でありますけれども、市としてのさらに積極的な取り組みを求められているというふうに思います。

昨日、特定検診の受診率が本巢市は非常に高いということの理由として、健康福祉部長の答弁の

中に電話、面接等、きめ細かな対応をしているということを言われました。まさにそれが、こうした滞納問題、市民生活にかかわる問題についても、市としてそういった姿勢で取り組んでいくことがまさに必要になっているのではないかというふうに思います。だから、例えば野洲の例ばかり申し上げますけれども、多重債務のプロジェクトにつきまして、どういう形で取り組んでいるかということではぜひ念頭に置いてほしいというふうに思っていますのは、最初の質問のときに申し上げまして、関係各課が連携してということではなくて、例えば情報についても、関係するすべての課が一体となって、例えばAさんという滞納者がいる、その人が税は滞納している、国保も滞納している、ほかのものも滞納している、そういう状況になっている中で、各課がばらばらでやっている、税のことは例えばほかのところでは知らない、国保のことはほかの部署では知らないというような話では、なかなかうまく対応ができにくいだろうというふうに思います。そうしたことを考えてみたときに、すべての課が情報を共有して、その一人ひとりについてどう、最初に申し上げた問題の解決をし、生活の再建をし、滞納の克服につなげていくか、こうした取り組みがまさに今必要ではないかと思うんです。そのときに、県と連携することは必要ですけれども、それで物事が済むわけではないし、今本巢市の中でいろいろとられている体制はありますけれども、それで十分な効果が、効果といいますか実績が上がっているわけでは残念ながらないわけですから、だからさらにそれを強めていくことが必要だと思うんです。

情報の共有ということについていろいろ言いますと、これは個人情報の問題があって、なかなか難しいという話がしばしば聞かれますけれども、しかし、これは本人の同意があれば可能だと思うんですね。現にこの野洲市ではそういう形で本人の同意を得て情報の共有を各部署でやって、それで一人ひとりのそうした困窮者に対してどう対応していくかということ、このプロジェクトでやっているわけですね。だから、そうした体制の確立ということがまさに求められているというふうに思っています。そういう点で、さらに見解をお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今総務でも、鵜飼議員がおっしゃったように個人情報、個人情報というのが最大のネックになるかなというふうに考えております。税の方でも、納税相談をいろいろ受けたりします。その中におきまして、多重債務の方も見えますのでその方につきましては、先ほどもお答えしたとおり、多重債務110番ということで、その内容によりまして県の方をお願いしているというようなことがございますし、その中に国保等もございますので、国保等につきましても個人情報の絡みから、国保に関しましては、税のノウハウといいますか、そういうものを横のつながりはしておりますが、個人情報の関係で、内容等についてまでも合同にという形は、今のところはやっていないのが現状であります。

また、6月18日に改正の貸金業法ですか、これが全面改正されたというようなこともございまして、これにつきましても年収の3分の1を超える借入れはできないというようなこととか、収入

がない人については同意がなければ借りることができないというようなこともございます。このあたりもあわせまして、野洲市の件がございまして、今のこの件数からいいますと大変少ないです。どちらかと言えば本巢市の場合は、近所に知られたくないというか、そういうところが多分にあるかなというふうに考えるわけでありまして、どっちにしましても、野洲市の例の件ではございませんが、研究していきたいなというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回は初めて取り上げますので、この件については問題提起というふうに私も思っておりますので、ぜひお互いに研究を進めていきたいと思っております。

この件の最後に、この点だけちょっと申し上げておきますと、野洲市のこの文書をお渡ししてありますのでごらんになっているとは思いますが、1カ所だけちょっと読みます。滞納の問題についてですけれども、「真に悪質な滞納者に対しては、強制的な手法による徴収を行うこととするが、借金問題による滞納者には暖かい視線と態度を向けるように、全職員が意識を持つ工夫をする」というふうに書いてあります。そうしたきめ細かさ、こうした暖かい視線を持って取り組んでほしいということ、今回は申し上げて、この件については終わります。

第2点目でありまして、幼稚園の改築問題についてであります。

本巢の保育園については最終日にまた報告があるということでしたので省いて、糸貫の幼稚園の問題だけで取り上げてはおりますけれども、糸貫の幼稚園について合併特例債を利用しようと思った場合には、東と西それぞれ別個の改築ではなく、施設の統合型でないと特例債の活用ができないというふうに言われました。そういう中で、一日も早い改築が望まれているわけですが、時期的に考えてみて、もうそろそろ最終的に方向づけをすべき段階にきているというふうに考えています。

そこで2点について、市としての考えをお伺いいたします。

第1番目は、市の方針としては施設の統合型を考えていくのか、あるいは合併特例債は関係なくして、個別の整備方向を考えていくのか、その点についてのお考えをまずお伺いをしたいと思います。

ちなみに、ことしの3月2日に耐震調査、あるいは耐力度調査の結果の一覧表をいただきましたけれども、その中に統合施設整備費の概算とか、あるいは既存の位置で改築をした場合にどうなるかという予算上の数字が出されておりますけれども、こういったことが出された経過から考えれば、あれから3ヵ月たっておりますので、市としての方向もある程度明確になっているんじゃないかというふうに思っておりますので見解をお伺いします。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。

幼稚園の改築についてという中で、統合方式か個別方式かという御質問にお答えしたいと思えます。

議員御指摘のように、この3月に、全員協議会におきまして幼稚園の耐震診断、あるいは耐力度調査の結果について御報告しております。またその中で、あわせて現在地、現有地での改修あるいは改築等の費用、見積もりですね、概算額のお示しをしたところでございます。

現在、本巢市の第1次基本計画の後期基本計画の策定に向けての課題を検討しているところでございます。幼稚園の施設整備につきましてもは多額の費用がかかるということもでございます。合併特例債を活用することが有効な方法であるということも思います。しかし、合併特例債の要件といたしましては、これは統合方式ということが前提でございます。こうしたことから、地域の意見を十分に聞きながら決定してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

地域の意見を聞きながらということでありませうけれども、市としての方針は、今の段階ではどちらでもない。例えば地域が、合併特例債とか関係なしに、それぞれのところで場所が変わることはあり得るにしても、とにかくそれぞれ別個に改築してほしい、その方がいいんだということになれば、市としてその方向でいくということなんですか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

今の御質問でございます。

改修あるいは改築につきましても、現有地で増築等も踏まえて現在のところでは検討中ということでございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

〔18番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

ちょっと聞きにくかったのと意味がわかりにくいんですけれども。

だから、いろいろ関係者、PTAとか地域とか、いろいろ意見を聞いた上で、現状のところそれぞれやってほしいという声が大きければ、市としては財政的には大変だけれどもそれで整備をしていくんだというふうな考えでおられるのか、それとも地域の財政状況をかんがみだときに合併特

例債をぜひとも活用したいと。だから、なるべく地域の意見を聞きながらそれを踏まえた上で、統合施設をやっ払いこうというふうに思っているのか、そのどちらなんだろうという、そのことがはっきりしないと、市民でも、あるいはPTAにしても、どう物を言っているのかわかりにくいですね。だから市が、繰り返しますけれども、今の状況の中では合併特例債をぜひとも使いたいと。そのために2番の質問にも絡んできますけれども、そのために皆さんどう考えているんだろうと。もし一緒に統合した場合にどういう不安があるんだろうと。じゃあ、その不安をどう解消していったらいいんだろうかというふうに話を持っていくのか、それとも、とにかく今がいいんだからということになれば、市としてもそっちへ行っちゃうんだというふうに考えているのか、その方向性がいまだに出ないということであれば、やっぱりよくないと思うんで、その辺の考えを明確にしてほしいと思うんですが。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。

現段階で、実は3月に改修にかかる費用、あるいは改築にかかる費用等をお示ししたところでございます。当然、新たな場所で合併特例債を使うということになりますと、当然、統合方式という形になってきます。そういったときに、市民の地域の皆さんの不安というものがかなりあるんじゃないかということも当然想定されます。そうした中で現在のところ、そういった合併特例債を使うこと、あるいは個々での改修についてもあわせて検討しているというところでございますので御理解をいただきたいと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鶴飼君。

○18番（鶴飼静雄君）

3月に示された資料というのは、既存のところでの改築でどのくらいの概算費用がかかる、統合した場合にはどのくらいかかる。合併特例債を使わないと、こんだけ大変なんだよということを示すための資料なんです、これは。それから3ヵ月たってもまだ全く同じ状況だというのはどうも解せませんが、部長にそれ以上言うのは酷かもしれませんけれども、ただ答弁者はこの部分は部長しかしていませんので、3番目に市長になってきますので、だから3番目との絡みで市長にお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

じゃあ、後で答える。後で3番目を答えるんでしょう。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

いや、1、2、3と順番を追っていかないと市長に質問がしにくいので言っておるわけですが、後でまたちょっとやるにしても、いずれにしても今申し上げたように、3月からもう3ヵ月たって、まだどっちへ行くか市としてわからないという話は、やはりどうも解せないし、市としては後手後手に回っていくのではないかという危険があります。

2番目の質問を出したのは、①番で市としては合併特例債を利用せざるを得ないという前提で考えているだろうということから、2番目の質問を入れているわけですね。だから、1番目がいまいであれば、2番目の質問は書く必要がなかったわけですが、まあついでですので申し上げますと、いろいろ3月にこの資料をもらって、私も市としての基本的な考え方は合併特例債を使わざるを得ないだろうというふうに判断しているというふうに私も判断しております、そのことについてあえて否定はしないという立場で、いろいろな関係者の声をいろいろと聞いてまいりました。その中で統合した場合に、どこにというのは言葉には出しませんが、これもおおむね想定されている範囲なので、不安に思っておられることは、一つは統合施設、施設の統合はまだしも、西の幼稚園、東の幼稚園を合体するということについては、やっぱり非常に抵抗が大きい。規模も400人以上という、幼稚園あるいは保育園としてはあるまじき規模になるだろうということで、それについてはぜひ避けたいという希望が多いですね。これは、かつて糸貫町の時代に一体化することについてどうかというアンケートを保護者にとったことがありますけれども、そのときもほとんど同じような意見でございました。

さらに、交通安全上の不安とか、あるいは防犯上の不安というのが多く出されています。また、特に東幼稚園について言えば、たまたま席田小学校と隣接しておりますので、小学校との行き来が、子供らも非常に多いわけですね。お互いに協力し合って教育・保育を進めているという状況の中で、学校から離れることについて、学校とのつながりが薄れていく、そのことに対する不安も出されてきました。こうした不安については、やっぱり運用の中で、あるいはやり方を工夫することによって解決ができるんだろうというふうに私は思っております。だから、そういうことを、市としても実際に声を聞いてもらって、これをじゃあ、どう解決したらいいかということも踏まえながら接触をしていってほしいというふうに思います。

1番の話が決着ついておらんのに、2番はこれは言うだけにしておきますが、ただそういう状況だということだけまず理解しておってください。

3番に移りますけれども、以上を踏まえてというふうになりませんが、いずれにしてもさっきから申し上げているように、幼稚園の改築問題というのは長年の懸案事項であり合併特例債を使うとすればもう先が決まっているという状況の中で、一刻も早く、やるのであれば早くやった方がいいんだろうという現状を踏まえて、市としての方針を今度は市長にお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、糸貫地域の幼稚園の改築の時期というお尋ねでございます。

先ほどから部長の方に統合方式か単独かというようなお話もあって、まだ現時点では決めかねているというお話を答弁させていただいておりますけれども、正直申し上げて、今現時点では3月の全員協議会でお話し申し上げました点から、どうのこうのと進んでいるということはありません。と申しますのは、現在その前に本巣地域の保育園の整備を今一生懸命取り組んでおるところでございます、それを順番から来ますと、それはまず耐震上問題があると。耐震上・耐力度上問題があるということで、まずそちらを先行して早くやらないかないということでございます。糸貫の幼稚園につきましては、両方とも耐震・耐力度とも今の現時点では問題ない。ただ、30年、40年と経年劣化しておりますので、そこをこのまま、いずれは出てくるというときに、3月のときにお示したように、もし全面的に直すとしても、かなりの金がかかるよと。そして、新たに場所もつくり直すとするともこれぐらいの金がかかるよということで、原因のところを直しても、その後何十年もつかわらないよと、それとも新しい場所でやった方がこれから40年、50年もつということの比較材料ということで出させていただいております。それは一つの検討材料ということで出させていただいております。

ただ、そのときに先ほど議論の中でもお話がございました市の財政上の問題ということもございます。当初は、それぞれ合併特例債というのがいろんな形で10年間、いろんな事業で使えるだろうという想定もしてございましたけれども、いろいろと国の会計検査院等々の御指摘等もありまして、合併に伴って使う事業ということで、それぞれ新しく旧町村が合併をして新しくなって、そしてそれぞれいろんなものを統合する場合には使えるけれども、そもそも本来もう悪くなったものを建て直すというようなものは合併特例債の対象ではありませんと、こういう御指摘も、全国の例から御指摘もいただいておりますのでございまして、私どもの本巣市の場合も幼稚園の場合、東・西単独でそれぞれまた建て直すとした場合には、合併特例債の対象にはならないということで、この財政上の厳しい中でそれを考えたときには、やはりもし耐震・耐力度上問題はないんだけど、そして今現有のところを直したとしても、そう長くはもたないよと。それならという御意見もあろうということで、私どもはその辺の御意見もお聞きしながら、せっかくなら新しい形の方が、これから40年、50年、少なくとも私が生きておる間はやらなくてもいいだろうというような気持ちも持っております。ぜひ、そういうことも踏まえますと、平成25年度を目標に今の整備というのを進めていきたいなという気持ちを持っております。そうしますと、25年という後ろが決まってくると、大体どの辺のころと、今の本巣市の保育園の整備計画とあわせて、できるだけ速やかに、どういう方式、そしてどういう形でやっていくかということを決定的にまいりたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、その辺につきましてもまた広く皆様方の御意見もお聞きしながらやっていきたい。そして、財政上の問題もあるということで、先ほど部長がお答え申し上げましたように、第1次の本巣市の総合計画の中の後期基本計画は、あと残りの5年間というのが今年度策定する予定もしております。そういう中で、財政・財源的にどれぐらいの金額が持ち出せるかということもあわせて

考える中で、25年というのを目標に進めてまいりたいというふうに思っております。一つの案ということで、先ほどから申し上げておりますような、やっぱり財政上厳しいという中でぜひ何とか合併特例債というものを使えるような施設整備というのが最善の方法ではなかろうかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、先ほど来のお話がございますように、使われるのはお子さん方でございます。私どもだけの云々ではいけない。ただし、財政上の問題がございますので、そういったものも兼ね合いながら、そうしますと整備の方も現有云々ということになれば、整備の方も縮小の形の整備になるというようなことも考えられますし、いずれにいたしましても、金との相談の中で考えていかなきゃいけないというふうに思っております。いずれにいたしましても、どのような方式、そしていつというのはそういうような形で今考えておりますので、そんな方向で基本的には考えて進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

きのうの高田議員の質問の中での市長の答弁を聞いておまして、本巢保育園の改築については今年度実勢経費を組んだ。しかし用地問題があって、23年度建設予定がほぼ不可能だろうというふうに私は思います。であれば24年になるだろうと。そうすると、本来予定した23年があくわけですね。もともとは、施設の状況から見て本巢保育園の改築が先、その次糸貫の幼稚園だというふうに私も理解しておりますし、そのことについては何ら問題ないというふうに思っておりましたけれども、現実問題としてそれがおくれた、おくれた後にさらに、それに合わせて糸貫もおくらすという必要はないんじゃないか。とりわけ、合併特例債を使うということであれば、前倒しをしてやるということも可能ではないかというふうに思うんですね。だから、必ずしも順序にとられる必要はない。現実から出発すれば23年度をどうしていくかということが、ある意味ではかぎになってくるだろうし、糸貫の幼稚園については、施設的には今市長が言われた状況ではあるけれども、規模、面積的には前質問しましたように、一人当たりの最低基準を満たしていないという現状があるわけですから、一刻も早くやるということが求められています。25年度までにとというのは、合併特例債を使う場合の期限ではあっても、それよりも早いということについては問題はないわけですから、本巢保育園がおくれれば、それに合わせておくらすということではなく、前倒し、順序を入れかえるということも含めて、やっぱり検討すべきではないかというふうに思っていますが、そういう検討についてのお考えをお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

そういう点も含めて検討したいということでございます。いずれにいたしましても、私ども今頭の中にありますのは、やはりいずれにいたしましても安全・安心の確保ということから、まず本巢

の保育園がイの一番、これをまず最初に整備するということが最初の原点でございまして、どうしてもこれを早く片づけて、次に進んで行くと。その中で、先ほど申し上げましたように糸貫の幼稚園云々ということにつきましては、いずれ直す時期が来るだろうというのは想定されるわけでございますので、それをいつの時点でやるかというようなことから、先ほど申し上げた、やるなら合併特例債を使える、金もそう負担も少なくて済むこの時期、そして、これはまた25年というのは交付税の今現在13億ほど余分にいただいておりますけれども、その特例措置の最終期限、26年度以降からは1割、3割、5割というふうに減ってまいります。そうしますと、一般財源もどんどん減っていく、そういう中でぜひ25年ぐらいまでなら、いろんな形で交付税の方も目いっぱいいただいております、そして合併特例債も使えるということであれば、その中で考えれば糸貫幼稚園もそういうなべの中に入って、十分考えていけるんじゃないだろうかという見込みも今しながら、先ほど申し上げたように25年というのを一つの目標に進めていきたいというふうに思っております。ただ、いずれにいたしましても順序を後先にすることは現時点では考えておりません。まず、本巢の方はそんなに、私個人的には、用地のところでもそんなにおくれて2年も3年も用地取得に手間取るというようなことはないだろうというふうに私は感じておりますし、いずれまた地元の方々の御協力をいただきながら、きのうの答弁でも申し上げましたように、この南の方の地域で、できるだけ速やかに用地取得の方も考えさせていただいて、そして早く着手をして、安全・安心な保育園で子供の教育というのをやっていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の市長の答弁だと、順序は変えるつもりはないというふうに言われる。その大前提として、本巢保育園については今年度実施設計、来年度着工できるという前提があつての話ですね、それは。それが崩れた場合にはじゃあ、どうするのかということは、今も考えていく必要があるのではないかと。現在の状況からすればその可能性というのは多分にあるだろうというふうに私は思っていますが、どうなんでしょう。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

だからそういうことのないようにしていくということでございますよね。ですから、安全・安心という観点から、特に本巢の保育園については耐震・耐力度で問題があるということですね、そちらを何と言っても早くやっていくのが第一でございますので、今の実施設計それから建築というのは、若干時期がずれたとしてもやはりそこを最初にやっていく、そしてその中で糸貫幼稚園とか糸貫の幼稚園の時期は、ひょっとするとそれがおくれることによってダブるという時期も出てくるかもしれませんが、それはそれで今の本巢の保育園の金、そしてまた糸貫幼稚園等々の今の建

設にかかわる合併特例債、もしくは交付税の今いただいている一般財源等々の財源振り分けというのを工夫しながら、もし重複をしたとしてもそういうことが実施できるように考えて進めていきたいということをごさいますて、いずれにいたしましてもやはり本巢を、現時点では何度も申し上げますように本巢の保育園をまずイの一番に整備をしていくということが、今私の頭の中にはそれが原点でございますので、そこをまず最初に進めさせていただきたいというふうに思っております。

用地取得云々につきましても、ぜひ近隣の皆さん方の御支援をいただいて御協力いただいて、やっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

本巢をイの一番ということについて一切否定はしていませんよ。でも、それがおくれるのであれば、さらに全体をそれに合わせておくらす必要はないということをおし上げているので、もう時間ないのでここで終わりますけれども、今の、おくれればそこで重複とかいろんなこともあり得るということを前提にしていかないと、とにかく糸貫は本巢がつからない限りはつからないんだという話では、もう全く問題やと思うんですね。予定どおりできればそれはそれでいいんですけど、そうでないときには違うということをおしえてもらわないと、それは不安が募るばかりです。25年という一番最後にならなできへんなという話しか残らないでしょう。はい、どうぞ。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどから何遍も申し上げておるように、だから重複する時期も出てくるかもわかりません。ただ、頭の中にごさいますのは、まず本巢を第一、そしてその後糸貫地域の整備というのをやるとすると25年を目標に進めていかないと財政的にも厳しいだろうということで、進めさせていただくと。それは、後期基本計画云々の中で、財源振り分け財源等々の充当も、当然そういうものも見込みながら、25年度を目標に糸貫地域の幼稚園の部分も環境を考慮に入れながら進めていきたいということで、これによって糸貫地域の方を早くやって本巢を後にするというようなことは、現時点では考えておりません。同時進行になるかもしれませんが、やはり基本的には、耐震・耐力度の問題のある本巢の保育園を後回しにしてほかのところにするなんていうことは、やっぱり市民の皆さん方の了解も得られない。別に今耐震・耐力度上問題もない、ただ面積が確かに狭いということで十分な教育を受けさせられないという問題もありますけれども、やはりそれよりもっと大事なのは、安全・安心、やっぱり危ないというところの方が、私は最優先されるべき問題ではないかという。いわゆる、教育の質の向上というのはもちろん大事でございますけれども、そちらの方がまず第一優先で取り組んでいきたいなというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺御理解いただきたいと思ひます。決して後回しにするとかやらないとかいうお話をしておるんじゃないかと、そういう

ものもあわせて考えていくということで、そういうことでございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

まあ時間ありませんので終わりますが、ちょっと言葉のあやに、結構ずれがあるというふうに思います。

私も別に本巢を後回しにせいと言っておるわけではなしに、いろんな状況の中では違うやり方も考えていかなきゃならないということを申し上げておるんです。それは9月かそこらになればもうちょっとははっきりしてくると思うんで、また次の楽しみにしてください。

では時間がないので3番目に移りますが、就学援助制度についてであります。

憲法の第26条は、すべての国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するというふうに明記しています。この憲法第26条をもとに、学校教育法でも就学援助制度について言及をしているわけでありまして。この就学援助について、1997年は6.6%これが受給率でした。それが2008年13.9%というふうに伸びております。これは全国レベルでありますけれども、これは、子供の貧困、家庭の貧困そういったものが広がってきた結果であります。

こうした状況の中で、参議院が民間のコンサルタントに委託して、就学援助費が前は補助金でしたけれども今は一般財源にされております。その一般財源化されたことによる影響調査を行い、その結果が発表されています。その分析結果で三つだけ申し上げますと、一つは行財政規模が就学援助制度の運用に影響を与えている。二つ目には、就学援助制度の一般財源化は市区町村別の運用格差を拡大させた可能性が高い。第3番目には、一般財源化は市区町村の就学援助制度を引き下げた可能性が高いと述べています。

そこで、まず第1番には、補助金から一般財源化されたことによって交付税に算入されておりますけれども、就学援助費が交付税に算入されている額についてお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、交付税における就学援助費の額につきましてお答えさせていただきます。

就学援助費に係ります国庫補助金につきましては、平成17年度から一般財源化されました。国庫補助負担金の減少相当額分が普通交付税の基準財政需要額に算入されていることとなっております。

算入に当たりましては、標準的条件を備えた地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合、また標準的な施設を維持する場合に要します経費を基準として、毎年度定められる単位費用により算定されております。

そこで、平成21年度の普通交付税における算定では、準要保護関係経費としまして小学校費に

482万1,000円、中学校費に434万5,000がそれぞれ措置されているところでございます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的に補助金であったときと比べて減少はないというふうに思いますが、そこで2番目に、この就学援助制度が改正になりまして、22年度からその援助対象項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3点が新たに加わりました。これについても、財政措置をとらえていると思えますけれども、今申し上げた三つの援助対象項目に対する市としての対応はいかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

就学援助制度の2点目の、新規援助費に対する対応につきましてお答えいたします。

国の、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の改正によりまして、本年度から新たに援助対象に議員が申されましたようにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が加わると聞いておりますが、現在、県を通して、また国からの要項改正の正式な通知が届いておりません。そういったことから正式な通知が届き次第、本市の本巢市就学援助費支給要綱の改正も含めまして、改正後の要項に沿って対応していく方向で進めていきたいと、そのように考えております。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

いまだに正式に通知が来ないということが非常に不思議な話ではありますけれども、来ていない、来なければなかなか対応しにくいということがありますので、いずれにしても今事務局長から話がありましたように、要綱の改定というのは必要になってきますので来次第、早急に必要な対応ができるように準備を進めていってほしいというふうに思います。

そこで3番目に、一般財源化をされたことによって、先ほど申し上げたコンサルタントの調査結果を見ておりますと、全国で非常にアンバランスが生じてきている。特に、都市部で財政力が比較的豊かなところでは、この就学援助がきちんとやられている。田舎の方へ行って、あまり財政が豊かでないところについては、ゼロに対象者がなっているというところも生まれてきているということで、非常に格差が生じているということが指摘されています。教育費の一般財源化については、もともと私たちは、憲法に保障された国民の、そして子供たちの基本的な権利が財政力のあるなしによって、例えば一般財源化にしてきたけれども、お金がないからその一部分は道路に回すとか、そういうようなことが生じる危険性があるということで反対をしておりましたけれども、それが現

にあらわれてきているというふうに思っています。そのことが、じゃあ本巢市ではどうなのかという
と、必ずしもそうではなくて、今のところ、今のところという失礼ですけども、きちんと守
っているということでございますので、その点では今の段階では安心しておりますけれども、ただ、
これからさらに財政がいろいろ大変になってくるということも予想される中で、今後もこれをきち
んと守り抜いていくことがどうしても必要だと思います。その点についての見解といいますか抱負
を、本当は企画部長にまずお伺いしてからということでしたけれども、再質問で副市長にお伺いし
ようと思っておりましたけれども、今のところ本巢市はしっかりやってもらっているというふうに
判断した上で、副市長に、今後もこれをきちんと守り抜いていくという決意を述べていただければ、
それで終わりたいと思います。

○議長（遠山利美君）

副市長 小野精三君。

○副市長（小野精三君）

それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

一般財源化されました就学援助費につきましては、引き続き本巢市就学援助費支給要綱に基づき
まして措置していく考えでございます。

[18番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

その立場で引き続き予算については、本巢市の場合は全国のいろいろな例を見ますと、就学援助
の対象になっている児童が極端に多いわけではなくて、交付税算入されている、先ほど額が紹介さ
れましたけれども、少なくともその範囲内だというふうに思っておりますので、きちんと対応され
ている。さらにこれからも、その立場でやっていかれるという決意のあらわれだというふうに思っ
ておりますので、企画部長もあわせてよろしく願いいたします。以上で終わります。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

7月1日木曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さんでした。

午前11時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員